

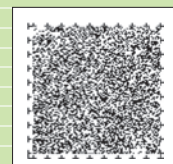
障害者の雇用を すすめましょう



目次

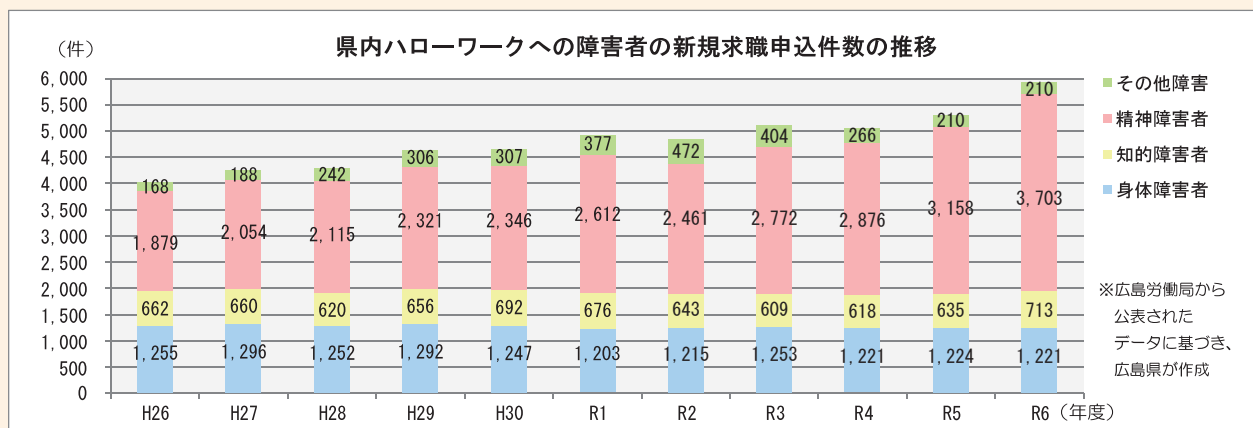
1. 障害者雇用制度	(1) 障害者雇用の義務	①
	(2) 障害者雇用納付金制度	②
	(3) 障害者の雇用の安定のために必要な手続き	②
2. 障害者雇用の流れと支援制度	(1) 障害者雇用の流れ	③
	(2) 支援制度	④
3. 支援機関の紹介		⑦

このパンフレットには、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。また、音声コードの位置が触れて分かるように切り込みを入れています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



事業主の皆様へ

県内ハローワークへの障害者の新規求職申込件数は、近年、増加しています。



障害の有無にかかわらず、就業は、地域で自立した生活を営むための重要な基盤です。

事業主の皆様には、障害者の働く意欲や職業的自立への努力をご理解いただき、ひとりでも多くの障害者が、適性に応じた職業につき、持てる能力を発揮できるよう、なお一層のご協力をよろしくお願いします。

1 障害者雇用制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）では、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用の義務及び障害者雇用納付金制度等について定めています。

(1) 障害者雇用の義務

民間企業（算定基礎労働者数40.0人以上規模の企業）の事業主は、法定雇用率（2.5％）以上の身体障害者又は知的障害者又は精神障害者を雇用しなければなりません。

○法定雇用障害者数（雇用しなければならない障害者数）…**A**

$$\text{法定雇用障害者数（小数点以下は切捨て）} = \left[\text{常用労働者数（短時間労働者を除く）} + \text{短時間労働者数} \times 0.5 - \text{除外率相当数} \right] \times 2.5\%$$

※短時間労働者…週所定労働時間20時間以上30時間未満

※除外率相当数…（常用労働者数+短時間労働者数×0.5）×除外率

※除外率…身体障害者及び知的障害者及び精神障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種ごとに定められたもの

↑
算定基礎労働者数

○雇用障害者数（雇用している障害者数）…**B**

カウント数の合計により算出します。

〈計算例〉

重度の身体障害者である労働者1人と
重度以外の知的障害者である短時間労働者2人を雇用している場合
2×1人+0.5×2人=3

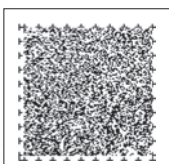
カウント数

		①特定短時間労働者	②短時間労働者	左記①、②以外
身体障害者	重度以外（3～6級）	0.5	0.5	1
	重度（1～2級）		1	2
知的障害者	重度以外（B）	0.5	0.5	1
	重度（A）、重度判定書		1	2
精神障害者	1～3級	0.5	0.5	1

○不足数 **A-B**

精神障害者である短時間労働者の方は、当分の間、対象者1人につき「0.5→1」

※特定短時間労働者…週所定労働時間10時間以上20時間未満



法定雇用率は、令和8年7月に2.7%（同37.5人）に引上げ予定です。除外率は、令和7年4月に各除外率設定業種毎にそれぞれ10ポイント引き下げられました。

(2) 障害者雇用納付金制度

問合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齢・障害者業務課

障害者雇用納付金制度とは、障害者雇用は事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担を調整するため、障害者の雇用の促進と雇用の安定を図るために設けられた「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた制度です。障害者雇用納付金の申告義務がある事業主は、法定雇用率を達成しているか否かに関わらず、常用雇用労働者数が100人を超える事業主です。

○障害者雇用納付金

常時雇用する労働者が100人を超える事業主であって、雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回る事業主が、不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円を納付するものです。

なお、この納付金は決して罰則的な性格を有するものではなく、また納付金の納付をもって障害者の雇用義務を免れるものではありません。

この納付金は、「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」として活用されています。

○障害者雇用調整金

常時雇用する労働者が100人を超える事業主であって、法定雇用障害者数を超過して身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用する事業主に対し、その超過して雇用している障害者1人につき月額29,000円を支給するものです。

○報奨金

常時雇用する労働者が100人以下の事業主であって、72人を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保険福祉手帳所持者）を雇用する事業主に対し、その一定数を超過して雇用している障害者1人につき月額21,000円を支給するものです。

○特例給付金の廃止

「特定短時間労働者の実雇用率への算定」※の開始に伴い、週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を対象とした特例給付金は、令和6年4月1日に廃止されました。

なお、令和6年3月31日までに雇い入れられた週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者及び知的障害者については、1年間の経過措置があります。

※「特定短時間労働者の実雇用率への算定」とは、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、雇用率上、1人をもって0.5カウントできます。（令和6年4月1日施行）

(3) 障害者の雇用の安定のために必要な手続き

○障害者雇用状況報告

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

算定基礎労働者数が40.0人以上の規模の企業の事業主は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により、企業の主たる事業所（本社）の所在地を管轄するハローワークに報告しなければなりません。

○障害者雇用推進者

障害者雇用状況報告義務が生じる規模（40.0人以上）の労働者を雇用する企業では、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。障害者雇用推進者は次に掲げる業務を行うこととされています。

- ① 障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設、設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務
- ② 厚生労働大臣に対する障害者雇用状況報告の義務
- ③ 「障害者である労働者を解雇する場合」におけるハローワークへの届出の業務
- ④ 障害者雇入れ計画の作成命令等を受けた場合における国との連絡等に関する業務

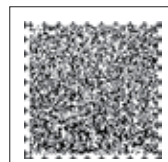
○障害者職業生活相談員

障害者を5人以上雇用することになったときには、その日から3か月以内に障害者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う障害者職業生活相談員を選任する必要があります。障害者職業生活相談員を選任した場合は、遅滞なく届書をその事業所の所在地を管轄するハローワークに提出する必要があります。

○解雇の届出

障害者は、就職するにあたっての各種のハンディキャップを有し、一旦離職すると、再就職は一般的に困難な場合が多いため、雇用の維持・拡大に努めてください。

なお、事業主が障害者を解雇する場合には、障害者の早期再就職を図るため、その旨をその事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出なければなりません。



2

障害者雇用の流れと支援制度

(1) 障害者雇用の流れ

障害者雇用に取り組むには、着実なステップを踏むことが大切です。

ステップ1 障害者雇用の理解を深める

- ・ 障害者の採用から雇用管理全般に関する支援機関（※）への相談
（※ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター）
- ・ 障害者雇用の先進事例や雇用のコツを情報収集
障害者雇用事例リファレンスサービス：<https://www.ref.jeed.go.jp/>
障害者雇用優良事例：広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」
（ホーム>事業主のみなさまへ>人材確保に向けて>障害者の雇用を検討する事業主の皆様へ）
- ・ 障害者就業・生活支援センターが開催する研修会への参加
- ・ 障害者職業センターが開催する事業主支援ワークショップ（意見交換会）への参加
- ・ 障害者の訓練状況や雇用企業の見学
- ・ 社員研修の実施
- ・ 職場実習の実施



障害者雇用事例
リファレンスサービス

トピックス

広島障害者職業能力開発校、就労移行支援事業所及び特別支援学校では、職業に就くために必要な能力の習得や向上を目的とした訓練等が行われています。

広島障害者職業能力開発校

…見学する場合には、事前連絡が必要

就労移行支援事業所

…見学する場合には、各事業所へ事前連絡が必要

特別支援学校

…授業内容を見学する場合には、当該校へ事前連絡が必要



広島障害者職業能力開発校での訓練

ステップ2 職務の選定、職務の創出（切り出し）・再設計

- ・ 社内での検討
- ・ 支援機関への相談

ステップ3 雇用条件の検討、採用計画を立てる、受け入れ態勢を整える

- ・ 雇用形態、労働時間、賃金、募集人数、採用時期、採用部署等の決定
- ・ 教育訓練体制の整備
- ・ 職場環境の見直し（施設等の改造の検討、就労支援機器の貸出し制度の活用）
- ・ 受け入れ部署の社員への研修

ステップ4 採用活動（募集～採用）

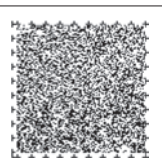
- ・ ハローワークへの求人申込み

ステップ5 職場定着

- ・ ハローワーク、広島障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携
- ・ ジョブコーチによる支援の活用

トピックス

ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援 **問合わせ先** **広島障害者職業センター**
職場にジョブコーチの派遣を受けて、障害者に対する職場適応に向けた支援、事業主に
対する雇用管理に関する支援を無料で受けることができます。



(2) 支援制度

障害者を新たに雇い入れる場合の助成金等（詳細については、厚生労働省のホームページでご確認ください。）

○職場適応訓練

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

訓練終了後の雇用を前提に、県知事が事業主に職場での訓練を委託する制度で、事業主には訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。

訓練生	委託費・訓練期間	
重度障害者	月額25,000円・1年以内	(短期の場合は、日額1,000円・4週間以内)
重度以外の障害者	月額24,000円・6か月以内(中小企業1年以内)	(短期の場合は、日額 960円・2週間以内)

○トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るもので、就職することが困難な障害者をハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月(精神障害者は原則6か月))試行雇用する事業主に支給されます。

労働者	助成金の支給額（助成対象期間）
精神障害者	〔雇入れから3か月間〕月額最大80,000円、〔雇入れから4か月以降〕月額最大40,000円（最長6か月）
上記以外の障害者	月額最大40,000円（最長3か月）

○トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者をハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、3か月から12か月の期間をかけて短時間（週10時間以上20時間未満）の就業から始めていき、企業と労働者相互の理解を深め、その後の週20時間以上の就業への移行や、障害者雇用を取り組むきっかけ作りを図る事業主に支給されます。

助成金の支給額	月額最大40,000円（最長12か月間）
---------	----------------------

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。

労働者	助成金の支給額（助成対象期間）	
	大企業	中小企業
身体・知的障害者（重度以外） ※	50 万円（1年）	120 万円（2年）
身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者 ※	100 万円（1年6か月）	240 万円（3年）
身体・知的・精神障害者（短時間労働者）	30 万円（1年）	80 万円（2年）

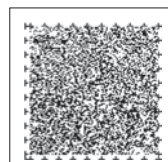
※短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）を除く。

○特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

問合わせ先 広島労働局職業対策課又はハローワーク

発達障害者又は難治性疾患患者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。

障害者	助成金の支給額（助成対象期間）	
	大企業	中小企業
短時間労働者以外の者	50 万円（1年）	120 万円（2年）
短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）	30 万円（1年）	80 万円（2年）



障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金等

○キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

【問い合わせ先】 広島労働局職業対策課又はハローワーク

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成します。

労働者	助成金の支給額（助成対象期間）	
	大企業（1人あたり）	中小企業（1人あたり）
身体・知的(重度)、 精神障害者	有期→正規90万円（1年） 有期→無期45万円（1年） 無期→正規45万円（1年）	有期→正規120万円（1年） 有期→無期60万円（1年） 無期→正規60万円（1年）
上記以外の障害者	有期→正規67.5万円（1年） 有期→無期33万円（1年） 無期→正規33万円（1年）	有期→正規90万円（1年） 有期→無期45万円（1年） 無期→正規45万円（1年）

※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。

○雇用促進等支援資金（労働支援融資）

【問い合わせ先】 広島県雇用労働政策課又は経営革新課

障害者の雇用に積極的に取り組む広島県内の中小企業者を対象とした長期・低利の融資制度です。

対象者	融資限度額	使途	融資期間 (据置期間)	貸出利率（固定金利）	
				信用保証付	信用保証無
次のいずれかに該当する県内の中小企業者 ・新たに障害者を常雇用する者 ・障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の 設置又は改善の事業を行う者	7,000万円	運転	10年(1年)	【3年以内】 1.1% 【5年以内】 1.3% 【10年以内】 1.5%	左記に+0.3%
		設備	10年(3年)	上記より▲0.3%	

※融資の決定は取扱金融機関の判断によります。 ※信用保証付きの場合は別途信用保証料が必要です（年0.35～1.04%）。

※貸出利率は令和7年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

【問い合わせ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齢・障害者業務課

障害者の雇い入れや職場定着を図るため、助成金の支給を通じて事業主を支援します。

○障害者作業施設設置等助成金

雇い入れる又は継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主に助成します。

○障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主に助成します。

○障害者介助等助成金

雇い入れる又は継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助措置を実施する事業主に助成します。

【職場支援員の配置助成金】

雇用する障害者の職場定着を図るために職場支援員を配置・委嘱した事業主に対して助成します。

【職場復帰支援助成金】

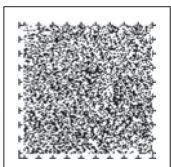
中途障害等により1ヶ月以上の療養のための休職を余儀なくされた者の職域開発その他職場復帰のために必要な措置を講じた事業主に対して助成します。

○重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れる又は継続して雇用する障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主に助成します。

○重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者・知的障害者又は精神障害者を多数雇用（1年を超えて、10人以上継続して雇用し、労働者数に占める対象障害者数の割合が20%以上であること）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に助成します。



○職場適応援助者助成金

【訪問型職場適応援助者助成金・企業在籍型職場適応援助者助成金】

職場適応に特に課題を抱える障害者に対して、訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援を実施した事業主に対して助成します。

○障害者雇用相談援助助成金

身体障害者・知的障害者又は精神障害者（精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方）の雇い入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

その他支援制度

○物品調達における障害者多数雇用事業者認定制度

問合わせ先 広島県雇用労働政策課

障害者多数雇用事業者に対する受注拡大を図るため、障害者の雇用割合が5.0%以上である事業所を障害者多数雇用事業者として認定し、県が物品調達をする場合に優先的取扱いを行います。

【優先的取扱い】

- ・指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名します。
- ・随意契約により物品を調達する場合、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせ等に加えます。

○障害者雇用事業者に対する建設工事等の入札参加資格審査における加点

問合わせ先 広島県建設産業課

障害者雇用促進法により、障害者を雇用する義務のある事業者が、法定雇用率を達成した場合、又は障害者雇用促進法に基づく障害者雇用の義務のない事業者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合、建設工事等入札参加資格審査及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査において点数が加算されます。

税制上の優遇措置

○障害者雇用納付金制度に係る助成金の課税繰延措置（圧縮記帳等）【所得税法42条、法人税法42条】

問合わせ先 税務署

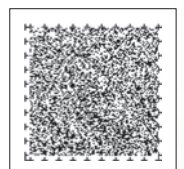
助成金（障害者作業施設設置等助成金等）の交付を受けて固定資産を取得又は改良した場合、当該固定資産の取得又は改良に充てた助成金の額について、総収入金額に不算入（所得税）又は損金算入（法人税）することなどにより課税の繰延べができます。

○事業所税の軽減措置

問合わせ先 市役所

【従業者割】 従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額については、障害者に支払う給与等の額が控除されます。

【資産割】 雇用障害者数が10人以上かつ障害者雇用割合が50%以上である事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けたものについては、当該助成金の支給に係る施設等について資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定に当たり、当該床面積の2分の1に相当する面積が控除されます。



ハローワーク（公共職業安定所）

広島	〒730-8513	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1～4 階	TEL 082(223)8609	広島市のうち中区・西区・安佐南区・佐伯区（湯来町、杉並台を除く）
広島東	〒732-0051	広島市東区光が丘 13-7	TEL 082(264)8609	広島市のうち東区・南区・安芸区、安芸郡
広島西条	〒739-0041	東広島市西条町寺家 6479-1	TEL 082(422)8609	東広島市
〔竹原〕	〒725-0026	竹原市中央 5-2-11	TEL 0846(22)8609	竹原市、豊田郡
呉	〒737-8609	呉市西中央 1-5-2	TEL 0823(25)8609	呉市、江田島市
尾道	〒722-0026	尾道市栗原西 2-7-10	TEL 0848(23)8609	尾道市、世羅郡
福山	〒720-8609	福山市東桜町 3-12	TEL 084(923)8609	福山市
三原	〒723-0004	三原市館町 1-6-10	TEL 0848(64)8609	三原市
三次	〒728-0013	三次市十日市東 3-4-6	TEL 0824(62)8609	三次市
〔安芸高田〕	〒731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	TEL 0826(42)0605	安芸高田市
〔庄原〕	〒727-0012	庄原市中本町 1-20-1	TEL 0824(72)1197	庄原市
可部	〒731-0223	広島市安佐北区可部南 3-3-36	TEL 082(815)8609	広島市のうち安佐北区、山県郡
府中	〒726-0005	府中市府中町 188-2	TEL 0847(43)8609	府中市、神石郡
廿日市	〒738-0033	廿日市市串戸 4-9-32	TEL 0829(32)8609	廿日市市、広島市佐伯区のうち湯来町・杉並台
〔大竹〕	〒739-0614	大竹市白石 1-18-16	TEL 0827(52)8609	大竹市

ハローワーク名で〔 〕は出張所を示します。ハローワークは国（厚生労働省）の機関です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

広島支部 高齢・障害者業務課	〒730-0825	広島市中区光南 5-2-65	ポリテクセンター広島内	TEL 082(545)7150
障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付のほか、障害者職業生活相談員資格認定講習、障害者技能競技大会等を行っています。				
広島支部 広島障害者職業センター	〒730-0004	広島市中区東白島町 14-15	(NTTクレド白島ビル12階)	TEL 082(502)4795
障害者職業力カウンセラーを配置し、ハローワーク等との密接な連携のもとに、就職や職場復帰を目指す障害のある方への相談をはじめとした各種就労支援サービスの提供、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主に対する雇用管理全般に関する支援を行っています。(URL: https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hiroshima/index.html)				

障害者就業・生活支援センター

広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011	広島市西区横川町 2-5-6	メゾン寿々屋201号	TEL 082(297)5011
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053	広島市東区若草町 15-20	就労サポートセンターSOAR5階	TEL 082(262)5100
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	〒738-0033	廿日市市串戸 5-3-45	あまのコミュニティーケアプラザLaLa2階	TEL 0829(34)4717
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	〒737-0051	呉市中央 5-12-21	呉市福祉会館3階	TEL 0823(25)8870
広島中央障害者就業・生活支援センター	〒739-0001	東広島市西条町西条 414-31	サポートオフィスQUEST内	TEL 082(490)4050
みどりの町障害者就業・生活支援センター	〒729-1322	三原市大和町箱川 1503		TEL 0847(35)3350
	■三原センター	三原市本郷北 3-4-5		TEL 0848(86)2345
	■尾道センター	尾道市美ノ郷町三成 1190-1		TEL 0848(48)5066
東部地域障害者就業・生活支援センター	〒726-0011	府中市広谷町 959-1	福祉交流館パレットせいわ2階	TEL 0847(46)2636
	■福山事務所	福山市三吉町南 2-11-22	福山すこやかセンター2階	TEL 084(926)3805
備北障害者就業・生活支援センター	〒728-0013	三次市十日市東 3-14-1	三次市福祉保健センター1階	TEL 0824(63)1896

身近な地域で、関係機関と連携しながら、障害者の就業及び就業に伴う生活に関する指導・助言、職場準備訓練のあっせんなどを行っています。

障害者職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校	〒734-0003	広島市南区宇品東 4-1-23	TEL 082(254)1766
--------------	-----------	-----------------	------------------

障害のある方々に、様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくために、国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。

発達障害者支援センター

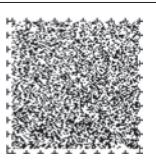
広島県発達障害者支援センター	〒739-0001	東広島市西条町西条 414-31	サポートオフィスQUEST内	TEL 082(490)3455
広島市発達障害者支援センター	〒732-0052	広島市東区光町 2-15-55	広島市こども療育センター内	TEL 082(568)7328

発達障害者のライフステージに応じて、相談支援、発達支援、就労支援等を行っています。就労支援では、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、就労に向けて相談等による支援を行っています。

難病対策センター

難病対策センター	〒734-8551	広島市南区霞 1-2-3	広島大学病院臨床管理棟1階	TEL 082(252)3777
----------	-----------	--------------	---------------	------------------

就労を希望する難病患者の支援を行うほか、難病に関する悩みや不安等の相談に応じています。相談時間10時から16時まで



広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」にも、障害者雇用に関する情報を掲載しています。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

編集・発行



広島県商工労働局雇用労働政策課

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3424

